金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部改正
及び金沢市開発指導基準の変更の骨子（案）について

募集期間　：　令和元年12月17日（火）～令和２年１月15日（水）

意 見 数　：　３件　（意見者１人）

提出方法　：　電子メール

No.	ご意見の概要	金沢市の考え方
１．骨子（案）全体について		
1	荒廃した空地を緑化することで緑化基準が満たせるようにし、結果的にその地区の緑化率が向上するといった、まちの荒廃を防止しつつ緑化を図る一石二鳥な対策に発展するよう今後に期待します。同様に、維持管理費の低減の観点から、民有地の緑化率が向上した際には、利用度の低いを小公園を廃止し、ニーズの高いゴミや防災施設に転用するなど、市民や地域が有効活用できる施設にしていく必要があると思う。	緑のまちづくりを推進していく中で、今後も市民の皆様や関連事業者の皆様の多くのご意見をいただき、施策に反映していきたいと考えています。
２．現状と課題について		
2	「２．現状と課題」の通り、小さくて使えないこと、適正な維持管理がされていないことにより、公園の利用があまりされていないのが問題だと思う。民有地緑化を推進する基準等の運用により、今後は都市の緑の適正な利用と維持管理が進むことを期待します。	今回の条例改正や関連基準の変更により、都市の緑の適正な利用や維持管理を誘導し、併せて、新たな施策を検討しながら、課題の解決に努めていきます。
３．策定する緑化計画について		
3	参考例にある記載例の「必要な事項」に、地球温暖化や暴風対策強化等のために、大きな高木を植えるよう、最低の樹高を定める記載もあれば良いと思う。	緑化計画を届け出しようとする開発行為者には、開発後のまちなみに適する高木植栽を含めた緑化の方策を助言するなど、緑のまちづくりの推進のために、より良い計画となるよう必要な助言又は指導を行いたいと考えています。